

農業会議だより

第49号(令和6年5月)発行：一般社団法人佐賀県農業会議

1. 農業会議事務局長就任あいさつ
2. 第16回理事会を開催
3. 市町農業委員会事務局長会議、新任職員研修会を開催
4. 地域計画の策定推進について
5. 佐賀市農業委員会の取り組みについて
6. 佐賀県農業公社からのお知らせ ～農地の貸借が農地中間管理事業に一本化～
7. 農業者年金の加入推進について
8. 全国農業新聞普及推進・全国農業図書紹介
9. 常設審議委員会の結果(3・4月)
10. 行事予定

1. 事務局長就任のあいさつ

この度、佐賀県農業会議事務局長を拝命致しました田代と申します。事務局長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、農業委員会、市町、農業団体など会員の皆様には、日頃より農業会議の業務にあたり格別のご理解とご支援を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、農業・農村を取り巻く情勢につきましては、人口減少社会が一層進展している中、農業従事者の高齢化、遊休農地の増加、肥料・燃油等の生産資材の高騰など、多くの課題を抱え、農業経営は一段と厳しさを増している状況です。

このような中、農業委員会には、担い手の確保・育成や農地利用の面から、農地の集積・集約化といった農地利用の最適化活動はもとより、法定化された地域計画について市町・農業団体等と連携し、策定していくことが求められています。

特に、農業委員会においては、目標地図の作成や地域での話し合いへの積極的な参画・誘導という大変重要な役割を担っており、農業会議といたしましても、農業委員会事務局をはじめ、農業委員・農地利用最適化推進員の皆様の支援に積極的に取り組んでいくこととしております。



また、本年は4市町の農業委員会で改選が行われることから、改選委員会が引き続き、切れ目のない活動ができるよう、各農業委員会会長のリーダーシップをよろしくお願いいたします。

今後とも、農業会議といたしましても、農地の有効利用や担い手の確保・育成を図っていくため、会員の皆様方と連携を密にして、必要な支援を積極的に行い、本県農業の持続的な発展に向け、しっかりと活動していきたいと考えております。

最後になりますが、今後とも農業会議の運営につきまして、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。

2. 第16回理事会を開催～令和6年度事業計画が承認されました～

農業会議は3月21日に佐賀市で「第16回理事会」を開催し、令和6年度の事業計画並びに収支予算書の設定について承認されました。

また、県より農業委員会ネットワーク業務に関する事業計画及び収支予算について3月27日付で認可を受けました。

令和6年度の事業計画の主な内容は以下のとおりです。

(1)事業方針

農業・農村を取り巻く情勢は、頻発する気象災害や食料安全保障上のリスクの高まり、さらには人口減少や高齢化に伴う担い手不足、鳥獣被害、生産資材の価格高騰など様々な課題に直面しています。

このような中、国は食料安全保障の在り方や食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展などの観点から、農業政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の改正法案を令和6年通常国会に提出しました。

さらに、「食料・農業・農村基本法」の改正を踏まえ、農地の総量確保や農地の適正利用に向けた措置などを見直す農地関連法制の改正についても並行して進めています。

本県においても今後、基幹的農業従事者が急速に減少していくことが見込まれており、農村の維持・活性化を図るため担い手の確保や優良農地を将来に引き継ぐことなどが喫緊の課題となっています。

このような中、昨年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、市町は将来の地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」を令和7年3月までに策定することとなっています。

地域計画の策定については、市町と農業委員会がJAや土地改良区などの関係機関と連携し、農家への意向調査、地域での話し合い、将来の耕作者を示した目標地図の作成などに鋭意取り組みます。

このようなことから、農業会議は、本県農業の維持・発展に向け、担い手を育成するとともに食料生産の基盤である農地を次の世代に引き継いでいけるよう、農業委員会をはじめ、県・市町・農業団体など関係機関・団体と連携を密にし、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進、担い手の確保・育成、農業経営の安定などに取り組んでいきます。

特に令和6年度中の地域計画の策定に向けて、農業委員会における目標地図の作成や地域での話し合い活動が順調に進むよう、また、改選農業委員会が引き続き適切に活動できるよう積極的に支援していきます。

なお、県外の優れた農業者等との交流や新たなネットワークの構築により、本県農業における担い手の経営意欲の向上を図り、本県農業の振興に寄与するため、令和7年1月22日～23日に開催される令和6年度「第26回全国農業担い手サミット in さが」に協力します。

(2) 主な事業内容

①総会等の開催

- ・総会…年1回（令和6年6月17日）
- ・理事会…年2回（令和6年5月24日、令和7年3月下旬）
- ・監査、役員会…年1回（令和6年5月20日）

②常設審議委員会 … 毎月15日予定、30a超の農地転用案件の審議

③農政活動

- ・農業者等との意見交換会の実施
- ・全国農業委員会会長大会（5月29日）
- ・全国農業委員会代表者集会（11月28日）

④機構集積支援事業

農業委員会会長会議、農業委員・推進委員研修会、事務局長会議、職員研修会、農業簿記講習会等を実施。特に、地域計画・目標地図の策定に向けては、関係機関・団体と連携し、先進事例の横展開や巡回支援を実施するほか、農業委員会サポートシステムによる目標地図の作成を支援し、令和7年3月までに全地区で策定できるよう支援します。

⑤農業者年金業務

農業委員・農地利用最適化推進委員が「1委員・1期・1人以上の新規加入者を確保」することを目的とし、出前研修や広報の実施、普及資材の活用等により農業委員会の加入推進活動を支援します。特に若い農業者や女性農業者の加入率の向上のため、農業者が集まる機会等を活用して制度理解を図ります。

⑥雇用就農資金事業

雇用による農業経営基盤の強化と次代を担う人材育成のため、農業法人等が

新たに農業に従事する者や将来独立就農を希望する者を雇用して行う研修について支援します。

⑦情報提供推進事業

【全国農業新聞の普及推進】

農業委員・農地利用最適化推進委員の活動に必要な情報収集や農業者の経営発展に役立つ情報ツールである「全国農業新聞」の普及を図るため、農業委員会をはじめ県や関係機関・団体に購読を推進します。

令和6年度の普及目標部数は1,500部とし、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆購読推進とともに農業委員等の改選市町への巡回等に取り組みます。

【全国農業図書の普及活用】

農業委員・農地利用最適化推進委員の日常相談活動に不可欠な「農業委員会手帳」、「業務必携」、「活動記録セット」等の活用を推進します。特に、改選委員会については切れ目のない活動を行えるよう普及推進に取り組みます。

⑧農業経営者サポート事業（さが農業経営・就農支援センター事務局業務）

農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な経営課題に対応するため、さが農業経営・就農支援センター事務局設置・運営に係る業務を県から受託し、関係機関と連携しながら実施します。

3. 市町農業委員会事務局長会議・新任職員研修会を開催

農業会議は、4月11日（木）に佐賀市で市町農業委員会事務局長会議を開催しました。

内容は以下のとおりです。

- (1)農業委員会をめぐる情勢について
- (2)地域計画の策定について
- (3)令和6年度農業委員会関係予算について
- (4)農業委員会サポートシステム等の活用について
- (5)女性農業委員の登用促進について
- (6)令和6年度農業会議事業計画について
- (7)令和6年度農業会議会費について
- (8)農業会議の役員改選に伴う理事及び常設審議委員の選出について
- (9)常設審議委員会について



(説明のポイント)

- 農業委員会をめぐる情勢については、国会に提出されている食料・農業・農村基本法の改正法案に伴い国が農地総量確保に強く関与する動きがある。
- 地域計画の策定に向けた動きが市町によって大きく差が開いていることや本年度末までに地域計画を策定するために協議の場が本格化するため、市町等としっかり連携し地域計画の策定の取り組みを推進していただきたい。
- 農業委員会サポートシステムのデータ更新については、目標地図の作成に大きく関わるので、データ更新の頻度や精度を上げていただきたい。
- 女性農業委員の登用促進については、農業委員の任命権者である市町長に直接、女性協議会の役員等で要請活動する。

また、農業会議と農業委員会職員協議会（会長：福岡 緑）の共催により第1回農業委員会新任職員研修会を同日、佐賀市で開催しました。

内容は以下の通りです。

- (1) 農業委員会の業務について
- (2) 地域計画について
- (3) 農業委員会サポートシステム関連について
- (4) 農業者年金業務について
- (5) 全国農業新聞・全国農業図書について



農業委員会の組織や農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会の役割（優良農地の確保と有効利用、農地利用の最適化等）、地域計画の策定、農業委員会サポートシステムの活用推進、農業者年金業務などについて農業会議職員が説明。出席した新任職員からは、「新たに学ぶことが多くあり、今後さらに勉強していきたい」、「異動してきたばかりでこのような研修会があるのはありがたい」等の声が聞かれました。

農業会議では、今後、第2回農業委員会新任職員研修会のほか、農地法や地域計画に係る研修会を実施していく予定です。

4. 地域計画の策定推進について

～進んでいますか？地域での話し合い活動～

農業経営基盤強化促進法改正により「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、市町は、令和7年3月末までに地域計画を策定・公表することとなっています。

地域計画の策定に当たっては農家からの意向の把握や10年後の農地の耕作者情報の把握（これを目標地図という）、さらには地域での話し合い活動の実施など、地域農業者が主体的に取り組まなければなりません。

現在、県内すべての市町で地域計画の策定に向けた取り組みが進められていますが、既に地域計画の策定が出来ている地区や農家への意向把握も出来ない地区があるなど、それぞれの市町の進捗状況には大きな差が出てきています。

地域計画の策定に係る役割は、市町が地域計画の策定の主体、農業委員会が目標地図の素案を作成する、農業委員・農地利用最適化推進委員は農家の意向把握と地域での話し合い活動に参加する、JAや土地改良区等も策定に協力する、地域農業振興センター等の県関係も協力する、となっているところです。

本年度末までに地域計画を策定・公表するためには令和6年は大変重要な年となります。今後、皆様の地域でも地域計画の策定に係る話し合い活動が本格化してきます。是非、農業委員・農地利用最適化推進委員の役割を十分に発揮していただき、すべての市町のすべての地区で地域計画が策定できるようしっかりと活動をお願いします。

**地域計画の策定・公表まであと1年を切りました。
地域での話し合い活動は出来ていますか？**

5. 佐賀市農業委員会の取り組みについて

(1) 農業の特色

本市の耕地面積（令和5年）10,500haのうち、令和5年産の水稻作付面積が5,925ha、令和5年産の大豆の作付面積が2,668ha、麦の作付面積が7,084haとなっており、露地野菜や施設野菜を除く土地利用型作物での水田の耕地利用率は、約149%となっています。

市内の平坦地域では、アスパラガス等の施設野菜やたまねぎ等の露地野菜が、中山間地域では、ほうれんそう等の野菜やみかん等の果樹、トルコギキョウ等の花きが盛んに栽培されています。

(2) 農業委員会活動の概要

本農業委員会では、農地法等法令業務に加え、農業生産基盤である大切な農地を守り、農業を次の世代へ確実に継承していくため、「担い手への農地集積」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」の3項目に重点を置いて活動しています。

また、毎年7月～9月にかけて農地パトロールを実施し、遊休農地の地権者等に対して利用意向調査を行い、耕作再開等の個別指導を行っています。

このほか、委員の資質向上や委員同士の連携強化などを目的に、年間3回程度の合同研修会を開催しています。



(現地調査会の様子)

(3) 活動の成果 (令和5年度)

① 担い手への農地集積率

81.3% (集積面積：8,541ha ÷ 耕地面積：10,500ha)

※ 新規集積面積：201ha

② 遊休農地率

0.87% (遊休農地面積：93ha ÷ 農地面積：10,593ha)

※ 遊休農地の解消面積：6ha

③ 新規参入者数 [令和5年度の単年度の数]

8 経営体 (新規取得面積：4.2ha) ※全てが個人経営体

[参考] R2：21 経営体、R3：17 経営体、R4：13 経営体

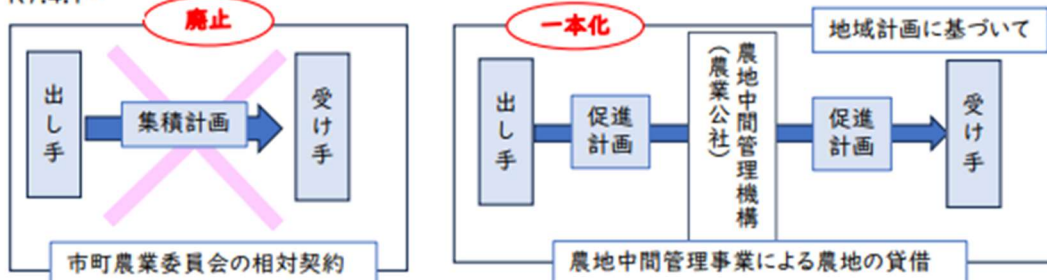
6. 農地の貸借が農地中間管理事業に一本化されます。

公益社団法人佐賀県農業公社からのお知らせです!!

□農地の貸借が農地中間管理事業に一本化されます! ~佐賀県農業公社の役割が益々増大~

令和5年4月1日に、農業経営基盤強化促進法等の一部法改正が施行され、市町が『地域計画』を策定し、この『地域計画』に基づいて農地の貸借をするようになります。県内の各市町では令和7年3月31日までにこの地域計画が策定・公告され、令和7年4月以降の農地の貸借は、**農地中間管理事業に一本化**されます

R7.4.1~



□令和7年度以降に農地中間管理事業で設定・更新される契約については、『手数料』のご負担をお願いします。

農地の貸借が農地中間管理事業に一本化されることから、農業公社の取扱面積・賃料受払等の業務が年々増加し、数年後には3~4倍の業務量になることが予想されます。これまで農業公社では、業務の効率化などに取り組み、少ない予算と職員数で業務を行ってきましたが、この度の農地中間管理事業への一本化により、現在の予算と職員数では、令和7年度以降の業務を適切に行っていくことは困難な状況です。

つきましては、今後も引き続き農地中間管理事業を将来に向けて持続的・安定的にご利用頂けるよう、利用者の皆様に一部負担をお願いすることとしました。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	対象となる権利
出し手 (所有者)	令和7年4月1日以降に県公告で権利設定される・満期再契約(更新)・新規契約が対象となります。	毎年12月の賃料振込時に、賃料から手数料を差し引いて支払います。	出し手・受け手双方からそれぞれ毎年賃料の1% + 手数料に係る消費税及び地方消費税の合計額を、手数料の外税として徴収します。 ※受け手からの手数料は、50,000円(税抜)を上限	賃借権 (賃料が発生する権利)
受け手 (耕作者)	★R7.3.31以前に権利設定(公告)したものは対象外です。	毎年12月の賃料徴収時に、賃料に手数料を上乗せして納入していただきます。		★使用賃借 (賃料が発生しない権利)の場合、手数料は発生しません。

□手数料徴収イメージ 【賃料が年間10,000円/10aの場合⇒手数料100円+消費税10円】



賃料は公社が確実に支払いますので安心!!

・所有者が複数いても支払いは公社が一括で行います!
・所有者への振込手数料は公社が負担

公益社団法人佐賀県農業公社(佐賀県農地中間管理機構)

詳しくは、佐賀県農業公社(0952-20-1590)又は公社HPをご覧ください!



7. 農業者年金の加入推進について

昨年度も農業者年金の加入推進にご尽力いただき、本当にありがとうございました。

白石町農業委員会が、加入推進に功績があった機関として、農業者年金基金理事賞「目標達成度合い（20歳から39歳新規加入目標数5人から9人）部門第2位」を受賞されました。

○令和5年度新規加入実績

市町名	加入目標	実績	達成率
佐賀市	8	13	163%
唐津市	12	12	100%
鳥栖市	1	1	100%
多久市	1	1	100%
伊万里市	4	5	125%
武雄市	2	2	100%
鹿島市	3	3	100%
小城市	3	3	100%
嬉野市	2	0	0%
神埼市	2	3	150%
吉野ヶ里町	1	0	0%
基山町	1	0	0%
上峰町	1	0	0%
みやき町	1	3	300%
玄海町	2	4	200%
有田町	1	0	0%
大町町	1	0	0%
江北町	1	4	400%
白石町	7	10	143%
太良町	3	2	67%
計	57	66	116%

農業者年金は農家の老後生活の安定を図るための制度です。周りの農家の方が引退後生活に困ることがないように、「1委員・1期・1人以上の新規加入者を確保」を合言葉に、引き続き制度の普及・加入推進をよろしくお願いします。

○令和6年度新規加入目標

市町名	加入目標	加入率
佐賀市	8	28.1%
唐津市	12	22.3%
鳥栖市	1	20.0%
多久市	1	17.4%
伊万里市	4	17.8%
武雄市	2	28.2%
鹿島市	3	24.3%
小城市	3	25.3%
嬉野市	2	19.2%
神埼市	2	15.3%
吉野ヶ里町	1	15.4%
基山町	1	5.3%
上峰町	1	31.6%
みやき町	1	28.0%
玄海町	2	22.6%
有田町	1	30.0%
大町町	1	22.2%
江北町	1	37.4%
白石町	7	27.5%
太良町	3	11.1%
計	57	23.7%

※加入率は2020年農林業センサスの基幹的農業従事者数（20～59歳）及び令和6年3月末時点の被保険者数を基に算出。

8. 全国農業新聞・全国農業図書を紹介

○全国農業新聞

市町名	目標	部数	目標達成 まで	市町名	目標	部数	目標達成 まで
佐賀市	210	159	51	吉野ヶ里町	44	31	13
唐津市	136	97	39	基山町	26	16	10
鳥栖市	61	43	18	上峰町	22	15	7
多久市	62	47	15	みやき町	61	28	33
伊万里市	90	66	24	玄海町	35	26	9
武雄市	96	64	32	有田町	41	29	12
鹿島市	91	69	22	大町町	22	15	7
小城市	73	49	24	江北町	44	33	11
嬉野市	69	46	23	白石町	79	51	28
神崎市	89	66	23	太良町	51	38	13
				農業会議	98	86	12
					1,500	1,074	426

5月時点での購読状況は上表のとおりです。

◎全国農業新聞について

○農業委員会系統組織が刊行する農業新聞。

農業分野全般を網羅した新聞で、特に農地や農業委員会について詳しく掲載。

○月4回・金曜日に刊行の週刊紙で、購読料は月額700円。

○PCやスマートフォンから閲覧できる電子版もある。月額500円。

(紙版を購読中の人は、手続きをすることで電子版を無料で利用可能。)

○最終頁から1頁開いたところにある「農業委員会ネットワーク通信」には、全国の農業委員会の活動事例が掲載されています。

○「農業簿記」や「青色申告」のオンライン講座を受けられる「スタディあぐり」等の新聞以外でのキャンペーンも実施中。

スタディあぐりについて ⇒ https://www.nca.or.jp/contact/study_agri.html

○全国農業図書

刊行一覧はこちら ⇒ <https://www.nca.or.jp/tosho/>

農地法の解説 改訂第4版

法律の条文ごとに、政令、省令、事務処理基準、運用通知、事務処理要領などの基本的な通知だけでなく、過去の通達や照会への回答、判例等も引用し、順序立てて農地法の全体像を基礎から詳細まで分かりやすく説明した解説書です。

令和4年度以降の農地制度関係の改正に対応しています。

【税込 3,630 円】



農業経営基盤強化促進法の解説 改訂第3版

認定農業者、認定新規就農者などの担い手育成と農地集積・集約化を推進する農業経営基盤強化促進法について、条文ごとの詳しい解説と改正経過、最新の法令と通知を盛り込んだ解説書です。

利用権設定等促進事業に代わり導入された地域計画の策定とその達成に向けた推進事業の仕組みとともに、地域計画で方向付けされた権利移動を具現化する農地中間管理事業法の農地利用集積等促進計画との関連などを具体的に解説しています。

【税込 3,850 円】



義務化されました! 相続登記の申請

所有者不明土地の解消に向け「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的に見直された法律の概要を紹介しています。

「発生の予防」では不動産登記法の見直しと土地を手放すための制度の創設、「利用の円滑化」では民法の見直しを分かりやすく説明しています。

【税込 121 円】



9. 常設審議委員会結果（令和6年3・4月）

農地法第4条及び第5条の規定により県農業委員会ネットワーク機構(佐賀県農業会議)に意見を求められた案件について、常設審議委員会において審議されました。

第92回、第93回の件数及び面積については、以下のとおりです。

<農地法関係処理状況>

○審議件数

回数	開催日	区分	件数
第96回	3月15日	第4条	0
		第5条	6
第97回	4月15日	第4条	1
		第5条	3

○田畑別件数及び面積(m²)

※田・畑の混合案件があるため、件数の計が一致しない。

回数	開催日	区分	田		畑		計	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積
第96回	3月15日	第4条	0	-	0	-	0	-
		第5条	5	40,739	2	16,391	6	57,130
第97回	4月15日	第4条	0	-	1	4,997	1	4,997
		第5条	3	11,706	0	-	3	11,706

10. 今後の行事予定

月	日	時間	場所	内容
5	10	13:30	グランデはがくれ	第2回農業委員会新任職員研修会
	15	13:30	佐賀総合庁舎	第98回常設審議委員会
	20	13:30	佐賀総合庁舎	監査・役員会
	22	13:30	佐賀総合庁舎	九州・沖縄ブロック女性委員研修会打ち合わせ会
	24	13:30	佐賀総合庁舎	理事会
	28	13:30	グランデはがくれ	農業委員会職員協議会総会・研修会
	29	13:30	東京都	全国農業委員会会長大会
	30	AM		県選出国會議員への要請活動
6	7	PM	J A 会館別館	農業者年金記録管理システム研修会
	12	AM・PM	グランデはがくれ	農業者年金担当者研修会（業務全般）
	13	AM	グランデはがくれ	農業者年金担当者会議
	17	10:30	グランデはがくれ	第99回常設審議委員会
		13:00		第9回通常総会
				臨時理事会
15:00		市町農業委員会会長会議		

農業会議だよりの記事募集について

農業委員・推進委員、農業委員会事務局職員より、この「農業会議だより」への情報提供をお願いします。例えば、①遊休農地解消・新規就農事例、②地域計画策定の取組など地域の話題を募集しています。採用された方には粗品を進呈いたします。

問い合わせは、TEL：0952-20-1810 E-mail：sanoukai@sanouaki.jp

担当：佐賀県農業会議 徳永